

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 8年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市西京区大原野上里北ノ町他地内			
路線名又は河川名等	路線名又は河川名等			
工事名	(総合評価) 新上里橋補修工事			
工期	契約日の翌日から令和 9年 9月30日まで			
事業課(所)名	橋りょう健全推進課	単価使用年月	令和 年 月	
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月	
変更回数		基準適用年月	令和 年 月	
主工種		単価地区		
前払金支出		調整区分		

京都市 建設局

チェック欄	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

工事概要

工事延長			m	65
桁補強材製作工	式	1	マンホール改良工	式 1
部材搬入口工	式	1	当て板補修工	式 1
橋梁塗装工	式	1	運搬・処理工	式 1

施工理由

本工事は、新上里橋において箱桁内部に設置されている占用管からの漏水により生じた劣化・損傷に対して補修・補強を行うことにより、安心・安全な市民生活の実現に向けた道路ネットワークの維持を図るものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工事価格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給品費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2026年3月	
歩 掛 適 用 年 月	2026年3月	
基 準 適 用 年 月	2026年3月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
現場環境改善費（率計上）		
市 街 地 補 正	市街地	
共通仮設費（率計上）		
主 たる 工 種	12:橋梁保全工事	
施 工 地 域 等 補 正	一般交通影響有り（2）-1	1.4
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	一般交通影響有り（2）-1	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別・名称	規格・仕様・条件等	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費区分	摘要
工場製作工	桁補強材製作工	製作加工	鋼材規格:鋼材規格:SM490 YB、PL、防食下地処理、現場着単価		t	899,000.0		管理区分5 一般管理費のみ対象とする
工場製作工	桁補強材製作工	製作加工	鋼材規格:鋼材規格:SM490 YA、PL、防食下地処理、現場着単価		t	1,260,000.0		管理区分5 一般管理費のみ対象とする
工場製作工	桁補強材製作工	製作加工	鋼材規格:鋼材規格:SPA-H、PL、防食下地処理、現場着単価		t	2,450,000.0		管理区分5 一般管理費のみ対象とする
工場製作工	桁補強材製作工	製作加工	鋼材規格:鋼材規格:SM400 A、PL、防食下地処理、現場着単価		t	1,310,000.0		管理区分5 一般管理費のみ対象とする
工場製作工	桁補強材製作工	製作加工	鋼材規格:鋼材規格:SS400、L、防食下地処理、現場着単価		t	1,140,000.0		管理区分5 一般管理費のみ対象とする
工場製作工	桁補強材製作工	製作加工	鋼材規格:鋼材規格:SS400、RB、防食下地処理、現場着単価		t	4,600,000.0		管理区分5 一般管理費のみ対象とする
現場塗装工	橋梁塗装工	素地調整	素地調整種類:1種ケレン(循環式ブラスト工法同等品以上)		m2	29,770.0		
現場塗装工	橋梁塗装工	廃材回収・選別・積込	廃材種別:ケレンかす及び研削材、支承部含む		m2	8,057.0		
現場塗装工	運搬・処理工	廃材運搬(京都市～神戸市)	廃材種別:箱桁外面ケレンかす(防護服及びシート類含む)、鉛・六価クロム基準値超え、10tトラック		回	80,000.0		
現場塗装工	運搬・処理工	廃材処分	廃材種別:ケレンかす(防護服及びシート類含む)、鉛・六価クロム基準値10倍以下		m3	80,000.0		管理区分T 処分費等の対象とする
仮設工	足場工	箱桁補修用吊足場(参考数量)	タイプA4(片側朝顔)、共用日数8.3箇月、ブラスト用養生シート含む		m2	15,860.0		
仮設工	足場工	支承補修用吊足場(参考数量)	タイプA4(両側朝顔)、共用日数8.3箇月、ブラスト用養生シート含む		m2	16,480.0		

見積参考資料

積算に準用した市販図書等の積算基準は下表のとおりです。

準用積算基準		発行機関	計上した細別	備考
図書名	発行年月等			
橋梁架設工事の積算 橋梁補修補強工事積算の手引き	令和7年度版	(一社) 日本建設機械施工協会	近接調査計測工	
橋梁架設工事の積算 橋梁補修補強工事積算の手引き	令和7年度版	(一社) 日本建設機械施工協会	芯出し調整工	
橋梁架設工事の積算 橋梁補修補強工事積算の手引き	令和7年度版	(一社) 日本建設機械施工協会	鋼桁孔明工	
橋梁架設工事の積算 橋梁補修補強工事積算の手引き	令和7年度版	(一社) 日本建設機械施工協会	補強部材取付工	
橋梁架設工事の積算 橋梁補修補強工事積算の手引き	令和7年度版	(一社) 日本建設機械施工協会	高力ボルト本締工	
橋梁架設工事の積算 橋梁補修補強工事積算の手引き	令和7年度版	(一社) 日本建設機械施工協会	ピンテール仕上げ工	
橋梁架設工事の積算 橋梁補修補強工事積算の手引き	令和7年度版	(一社) 日本建設機械施工協会	箱桁補修用吊足場 (参考数量)	
橋梁架設工事の積算 橋梁補修補強工事積算の手引き	令和7年度版	(一社) 日本建設機械施工協会	支承補修用吊足場 (参考数量)	

設計内訳書 (本01)

工事名	(総合評価) 新上里橋補修工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
橋梁保全工事		式	1				
工場製作工		式	1				
桁補強材製作工		式	1				
製作加工	鋼材規格:鋼材規格:SM490YB、PL、防食下地処理、現場着単価	t	1.8				一般管理費のみ対象とする
製作加工	鋼材規格:鋼材規格:SM490YA、PL、防食下地処理、現場着単価	t	4.3				一般管理費のみ対象とする
製作加工	鋼材規格:鋼材規格:SPA-H、PL、防食下地処理、現場着単価	t	0.02				一般管理費のみ対象とする
製作加工	鋼材規格:鋼材規格:SM400A、PL、防食下地処理、現場着単価	t	0.03				一般管理費のみ対象とする
製作加工	鋼材規格:鋼材規格:SS400、L、防食下地処理、現場着単価	t	0.10				一般管理費のみ対象とする
製作加工	鋼材規格:鋼材規格:SS400、RB、防食下地処理、現場着単価	t	0.002				一般管理費のみ対象とする
ボルト・ナット (S10T M22×135)	ボルト・ナット種類:T.C.B	組	224				一般管理費のみ対象とする
ボルト・ナット (S10T M22×125)	ボルト・ナット種類:T.C.B	組	168				一般管理費のみ対象とする
ボルト・ナット (S10T M22×90)	ボルト・ナット種類:T.C.B	組	236				一般管理費のみ対象とする
ボルト・ナット (S10T M22×85)	ボルト・ナット種類:T.C.B	組	80				一般管理費のみ対象とする

設計内訳書 (本01)

工事名	(総合評価) 新上里橋補修工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
ボルト・ナット (S10T M22×80)	ボルト・ナット種類:T.C.B	組	406				一般管理費のみ対象とする
ボルト・ナット (S10T M22×75)	ボルト・ナット種類:T.C.B	組	304				一般管理費のみ対象とする
ボルト・ナット (S10T M22×70)	ボルト・ナット種類:T.C.B	組	344				一般管理費のみ対象とする
ボルト・ナット (S10T M22×65)	ボルト・ナット種類:T.C.B	組	16				一般管理費のみ対象とする
ボルト・ナット (S10T M22×60)	ボルト・ナット種類:T.C.B	組	320				一般管理費のみ対象とする
六角ボルト・ナット (M20×60)	六角ボルト:黒皮品,六角ナット:冷間ホマー	組	10				一般管理費のみ対象とする
六角ボルト・ナット (M16×70)	六角ボルト:黒皮品,六角ナット:冷間ホマー	組	10				一般管理費のみ対象とする
工場純工事費		式	1				
(工場製作原価)		式	1				
橋梁保全工事		式	1				
橋梁付属物工		式	1				
マンホール改良工		式	1				
現場溶接		m	4				(概)

設計内訳書 (本01)

工事名	(総合評価) 新上里橋補修工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
ガウジング	0.049m/箇所	箇所	2				(概)
鋼桁孔明工	材質：SM490、板厚：t≤30、姿勢：水平および下向き	本	10				(概)
部材取付工	G≤20	部材	1				(概)
部材搬入口設置工		式	1				
ガス切断		m	2				(概)
現場溶接	6mm隅肉溶接	m	6				(概)
鋼桁孔明工	材質：SM490、板厚：t≤30、姿勢：水平及び下向き	本	10				(概)
部材取付工	20<G≤40	部材	1				(概)
部材取付工	40<G≤100	部材	1				(概)
橋梁補修工		式	1				
当て板補修工		式	1				
芯出し調整工		m2	42				
鋼桁孔明工	材質：SM490、板厚：t≤30、姿勢：水平及び下向き	本	2,098				

設計内訳書 (本01)

工事名	(総合評価) 新上里橋補修工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
不陸整正工	補修材：レジソパッチ同等品以上	m2	1				(概)
補強部材取付工	G≤20	部材	52				
補強部材取付工	20<G≤40	部材	27				
補強部材取付工	40<G≤100	部材	44				
補強部材取付工	100<G≤200	部材	6				
補強部材取付工	200<G	t	1				
高力ボルト本締工		本	2,098				
ビソテール仕上げ工		本	2,098				
樹脂注入工 (箱桁継手部)	補修材：レジソパッチ同等品以上	m2	5				(概)
樹脂注入工 (既設板厚変化部)	補修材：レジソパッチ同等品以上	m2	0.4				(概)
弾性シール工 (一般部)	補修材：MSコーキングプライドLM同等品以上	m	101				(概)
弾性シール工 (箱桁継手部)	補修材：ボンドE2370M同等品以上	m	17				(概)
現場塗装工		式	1				

設計内訳書 (本01)

工事名	(総合評価) 新上里橋補修工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
橋梁塗装工 (箱桁外面、支承部)		式	1				
素地調整 (箱桁外面、支承部)	素地調整種類:1種ケレン(循環式プラスト工法同等品以上)	m2	50				
廃材回収・選別・積込 (箱桁外面、支承部)	廃材種別:ケレンかす及び研削材、支承部含む	m2	50				
素地調整 (箱桁外面) (F-11塗装系)	継手部素地調整、動力工具処理	m2	50				
下塗 (箱桁外面) (F-11塗装系)	塗装種別:ミストコート、変性エポキシ樹脂塗料(1層)、塗装箇所:高力ボルト連結部、塗装回数:1回	m2	50				
下塗 (箱桁外面) (F-11塗装系)	塗装種別:超厚膜形エポキシ樹脂塗料(2回塗り/層)、塗装箇所:高力ボルト連結部、塗装回数:1回	m2	50				
中塗 (箱桁外面) (F-11塗装系)	塗装種別:ふっ素樹脂塗料 淡彩、塗装箇所:高力ボルト連結部、塗装回数:1回	m2	50				
上塗 (箱桁外面) (F-11塗装系)	塗装種別:ふっ素樹脂塗料 淡彩、塗装箇所:高力ボルト連結部、塗装回数:1回	m2	50				
下塗 (支承部) (Rc-I 塗装系)	塗装種別:有機シランカップコート(1層) スプレー、塗装箇所:支承部、塗装回数:1回	m2	1				
下塗 (支承部) (Rc-I 塗装系)	塗装種別:弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料(2層) スプレー、塗装箇所:支承部、塗装回数:1回	m2	1				
中塗 (支承部) (Rc-I 塗装系)	塗装種別:弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用 スプレー 淡彩、塗装箇所:支承部、塗装回数:1回	m2	1				
上塗 (支承部) (Rc-I 塗装系)	塗装種別:弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 スプレー 淡彩、塗装箇所:支承部、塗装回数:1回	m2	1				
橋梁塗装工 (箱桁内面) (Rc-I 塗装系、F-11塗装系)		式	1				

設計内訳書 (本01)

工事名	(総合評価) 新上里橋補修工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
塗膜除去1回目 (箱桁内面)	塗膜除去方法:塗膜剥離剤 (STRIPPER同等品以上)	m2	170				
廃材回収・積込1回目 (箱桁内面)		m2	170				
塗膜除去2回目 (箱桁内面)	塗膜除去方法:塗膜剥離剤 (STRIPPER同等品以上)	m2	170				
廃材回収・積込2回目 (箱桁内面)		m2	170				
素地調整 (箱桁内面)	素地調整種類:2種ケレン(動力工具と手工具の併用)	m2	170				
素地調整 (箱桁内面) (F-11塗装系)	継手部素地調整、動力工具処理	m2	2				
下塗 (箱桁内面) (F-11塗装系)	塗装種別:ミストコート、変性エポキシ樹脂塗料(1層)、塗 装箇所:高力ボルト連結部、塗装回数:1回	m2	2				
下塗 (箱桁内面) (F-11塗装系)	塗装種別:超厚膜形エポキシ樹脂塗料(2回塗り/層)、 塗装箇所:高力ボルト連結部、塗装回数:1回	m2	2				
中塗 (箱桁内面) (F-11塗装系)	塗装種別:ふっ素樹脂塗料 淡彩、塗装箇所:高力 ボルト連結部、塗装回数:1回	m2	2				
上塗 (箱桁内面) (F-11塗装系)	塗装種別:ふっ素樹脂塗料 淡彩、塗装箇所:高力 ボルト連結部、塗装回数:1回	m2	2				
下塗 (箱桁内面) (Rc-I 塗装系)	塗装種別:有機シランカップコート(1層) スプレー、塗装箇 所:箱桁内面、塗装回数:1回	m2	170				
下塗 (箱桁内面) (Rc-I 塗装系)	塗装種別:弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料(2層)スプレ ー、塗装箇所:箱桁内面、塗装回数:1回	m2	170				
中塗 (箱桁内面) (Rc-I 塗装系)	塗装種別:弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用 スプレー 淡彩 、塗装箇所:箱桁内面、塗装回数:1回	m2	170				

設計内訳書（本01）

工事名	（総合評価）新上里橋補修工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
上塗 (箱桁内面) (Rc-I 塗装系)	塗装種別:弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 スプレー 淡彩, 塗装箇所:箱桁内面, 塗装回数:1回	m2	170				
運搬・処理工		式	1				
現場発生品運搬 (運搬距離 L=5.4km)	種別:スクラップ、クレーン装置付2t積、吊能力2.9t	t	0.02				
スクラップ		t	-0.02				全ての間接費の対象にしない
廃材運搬 (運搬距離 京都市～神戸市)	廃材種別:箱桁外面ケルカサ(防護服及びシート類含む)、鉛・六価クロム基準値超え、10tトラック	回	1				
廃材処分	廃材種別:ケルカサ(防護服及びシート類含む)、鉛・六価クロム基準値10倍以下	m3	2				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	B	人日	84				
足場工		式	1				
箱桁補修用吊足場 (参考数量)	タイプ A4(片側朝顔)、共用日数8.3箇月、プラスチック用養生シート含む	m2	320				
支承補修用吊足場 (参考数量)	タイプ A4(両側朝顔)、共用日数8.3箇月、プラスチック用養生シート含む	m2	30				
暴露防止対策工	循環式プラスチック	式	1				

設計内訳書 (本01)

工事名	(総合評価) 新上里橋補修工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
負圧集塵装置 (参考数量)	循環式プラスチック用	構造物	1				
真空掃除機 (参考数量)	循環式プラスチック用	構造物	1				
負圧集塵装置 (参考数量)	塗膜剥離剤+2種ケレン用	構造物	1				
真空掃除機 (参考数量)	塗膜剥離剤+2種ケレン用	構造物	1				
エアシャワー (参考数量)	循環式プラスチック及び塗膜剥離剤+2種ケレン共用	構造物	1				
セキュリティー (参考数量)	循環式プラスチック及び塗膜剥離剤+2種ケレン共用	構造物	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 概略発注工を除く直接工事費の 18.7%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				

設計内訳書 (本01)

工事名	(総合評価) 新上里橋補修工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
安全費		式	1				
鉛等呼吸用保護具等費用 (参考数量)	循環式マスク用	式	1				内 1号
鉛等呼吸用保護具等費用 (参考数量)	塗膜剥離剤+2種ケレン用	式	1				内 2号
技術管理費		式	1				
近接調査計測工		m2	42				
塗膜溶出量試験	試験項目:鉛、検体数:1、箱桁内面塗膜	検体	1				全ての間接費の対象にしない
塗膜溶出量試験	試験項目:鉛、検体数:1、箱桁外面塗膜	検体	1				全ての間接費の対象にしない
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費 (率計上)		式	1				
共通仮設費 (率計上)		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
(現場原価)		式	1				

一式当り内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 1号	鉛等呼吸用保護具等費用 (参考数量)	循環式プラスチック用					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	鉛等呼吸用保護具等費用 *	式	1				単 103号
	合計						

一式当り内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 2号	鉛等呼吸用保護具等費用 (参考数量)	塗膜剥離剤+2種ケソ用					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	鉛等呼吸用保護具等費用 *	式	1				単 104号
	合計						

特記仕様書（個別工事編）

工事名 （総合評価）新上里橋補修工事
工事場所 京都市西京区大原野上里北ノ町他地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照
請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

第2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事实施要領」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>)に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>)に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第4条（ウィークリースタンスの実施）

本工事は、ウィークリースタンスの対象である。

実施に当たっては、「京都市建設局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、以下の項目について取り組むこととする。

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- (2) 休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- (3) 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- (4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
- (6) 打合せは Web 会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、工事の特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で確認し、共有する。

第5条（前払金）

1 設計内訳書（1）及び同（2）の前払金は各会計年度の出来高予定額の40%以内とし、中間前払金は同様に20%以内とする。

2 前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

3 各会計年度における請負代金の支払限度額及び出来高予定額の割合は、概ね次のとおりとする。

設計内訳書（1）

支払限度額の割合

令和8年度 60.0%

令和9年度 40.0%

出来高予定額の割合

令和8年度 66.7%

令和9年度 33.3%

※ 各会計年度の請負代金の支払限度額及び出来高予定額は、契約書作成時に通知する。

2 現場条件に関する事項

第1条（現場条件）

本工事は、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 工期内に工事が完了するよう、適切な工程管理を行う必要がある。なお、工事着手前に監督職員へ工程工程表を提出し、了承を得てから施工すること。
- 2 河川内施工期間は河川非出水期間（10/16～6/15）を原則とする。本期間を超過する河川内施

工については一切認めず、次期非出水期まで工期延期するか、または工期延期せずに工事内容の減額変更を行うものとする。

- 3 事前調査で箱桁外面の塗膜に基準値を超える量の鉛が含まれていることが判明しているため、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離・かき落とし作業における労働者の健康障害防止について」(平成26年5月30日,厚生労働省よる通達)に係る「塗装の剥離等作業を請け負う事業者について」の記載事項を理解し、遵守すること。
- 4 ケレンかす(防護服及び防護シート類等含む)に含まれる鉛の溶出量は3.0mg/lを想定しているが、溶出量試験の結果に応じて処分費を変更する。

第2条 (工事規制)

- 1 本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、観光規制に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守し、下表に示す期間内においては、歩道・車道の通行規制をともなう工事を原則実施してはならない。なお、各規制期間内に作業を実施しなければならない場合については、監督員と協議すること。

京都市道路工事調整会規約施行細則

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html>

規制種別	規制路線及び地域	規制期間	規制内容
年末年始規制	バス路線	12月20日～1月5日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は工事区域を拡大してはならない。ただし、道路の仮復旧等、一般交通に開放するための工事はこの限りでない。

第3条 (交通誘導警備員)

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の有無
新上里橋	2名	交通誘導警備員B 2名	昼間	無し

- 2 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

3 監督職員の確認に関する事項

第1条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品
（「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外）

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
マンホール改良工	現場溶接	鋼材、ボルト各種
部材搬入口設置工	現場溶接	鋼材、ボルト各種
当て板補修工	補強部材取付工	鋼板（SS400）各種
	高力ボルト本締工	高力ボルト各種
	不陸整正工	不陸整正用パテ材
	樹脂注人工	注入材
弾性シール工	弾性シール工	シール材
	橋梁塗装工 （Rc- I 塗装系）	下塗～上塗
橋梁塗装工 （F-11 塗装系）	下塗～上塗	塗装材料（F-11）

第2条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第3条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
 （「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
当て板補修工	現場孔明工	現場孔明完了後（削孔径）の状況
	高力ボルト本締工	締付け軸力試験
橋梁塗装工	素地調整	素地の確認
補修・補強工全般		吊足場撤去前の施工完了状況

第4条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書を必要としない）。

4 建設副産物に関する事項

第1条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成16年4月1日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
ケレンかす （防護服及びシート類 等含む）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の 許可を受けた施設 兵庫県神戸市西区岩岡町野中宇福吉540番地の6	設計運搬距離 （京都市内）～ （神戸市内）

5 その他事項

第1条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の30日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の14日前までに提出すること。

第2条（受注者希望型におけるICT活用工事の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局ICT活用工事試行方針（案）」（令和6年2月）（以下「試行方針」という。）及び「京都市建設局ICT活用工事試行要領（案）」（令和6年2月）（以下「試行要領」という。）の内容に従いICT活用工事を試行できる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>)

- 2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、ICT活用工事を試行できる。
- 3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者はICT活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又は何れかの段階で、ICT施工技術を活用できる。

なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工（修繕工）の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む3つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議にり選定できる。

- ① 3次元起工測量
 - ② 3次元設計データ作成
 - ③ ICT建設機械による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データの納品
- 4 ICT活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの段階を設計変更に必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要な見積書を提出すること。
 - 5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く。

第3条（京都市建設局検査書類限定型工事の検査の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局検査書類限定型工事の検査試行要領」（令和7年7月）に基づく対象工事として、検査を試行することができる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000343988.html>)

- 2 工事の書類検査は、検査時（完成・既済部分・中間）において、下記の8分類に限定して行うことを原則とする。

①施工体制	⑤出来形図書
②施工計画	⑥打合せ簿
③工事材料資料の確認及び 品質規格証明書類	⑦工事写真
④品質管理	⑧電子納品

※1)上記8分類以外の書類も、従来どおり全て監督職員へ提出すること。

※2)検査時に、限定型工事の検査対象書類のみを抜粋するといった、取りまとめを行う必要はない。

※3)以下の工事は書類限定検査の対象外とする。

- ・低入札価格調査の対象となった工事
- ・当該工事で法令遵守等に係る減点対象行為があった場合
(工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表参照)

- 3 検査職員が追加書類を求める場合は、上記8分類以外の追加書類の提出を併せて受注者に通知する。
- 4 実地検査（現場）においては、出来形を確認できる資料を準備すること。
- 5 実施状況や改善点等を把握するためのアンケート調査がある場合には協力すること。

第4条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。
システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
 - 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
 - 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
 - 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。
なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。
- ※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第5条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

(1) 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へ Web会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的な Androidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第6条（鉛・PCB等の適正処理）

1 鉛等有害物を含有する塗料の剥離・かき落とし作業における健康障害防止について

「鉛等有害物を含有する塗料の剥離・かき落とし作業における労働者の健康障害防止について」平成26年5月30日に厚生労働省から通達が出されており、塗装の剥離等作業を請け負う事業者についての記載事項を遵守すること。

2 溶出試験について

新上里橋においては、塗膜中の鉛の含有量試験結果が基準値を超えることが判明しているため、本工事において鉛に関する溶出試験を実施すること（ただし、PCBは除く。）。

溶出試験の方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年環境庁告示13号）に準ずるものとする。溶出試験の結果は、速やかに監督職員へ報告するとともに、特別管理産業廃棄物の判定基準値（廃棄物処理法施行規則第1条の2）を超過する場合は、適正な処分方法等について監督職員と協議すること。なお、溶出試験に要する費用については設計変更の対象とする。

第7条（工事の周知徹底）

- 1 請負者は、工事着手2週間前を目途として工事区間周辺に工事予告看板設置するとともに、「工事のお知らせ」等のビラを配布し、関係機関・周辺住民等に工期、通行止め等規制の期間及び現場責任者氏名並びに連絡先等の周知を図らなければならない。
- 2 請負者は、夜間工事又は通行規制等(以下「夜間工事等」という。)を行う場合及び必要がある場合には、事前に監督職員の承諾を得ること。また、着手前に「夜間工事等のお知らせ」等のビラを配布し、関係機関・周辺住民等に夜間工事等の周知を図らなければならない。また、夜間工事のみでなく工事全般において、騒音や振動等の住民からの苦情がないように勤めるとともに、苦情が発生した場合は誠意をもって請負者において処理するものとする。
- 3 上記ビラ等について、関係機関・周辺住民等へ配布後、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに再配布するものとする。
- 4 配布先については、監督職員と協議すること。

第8条（現場塗装）

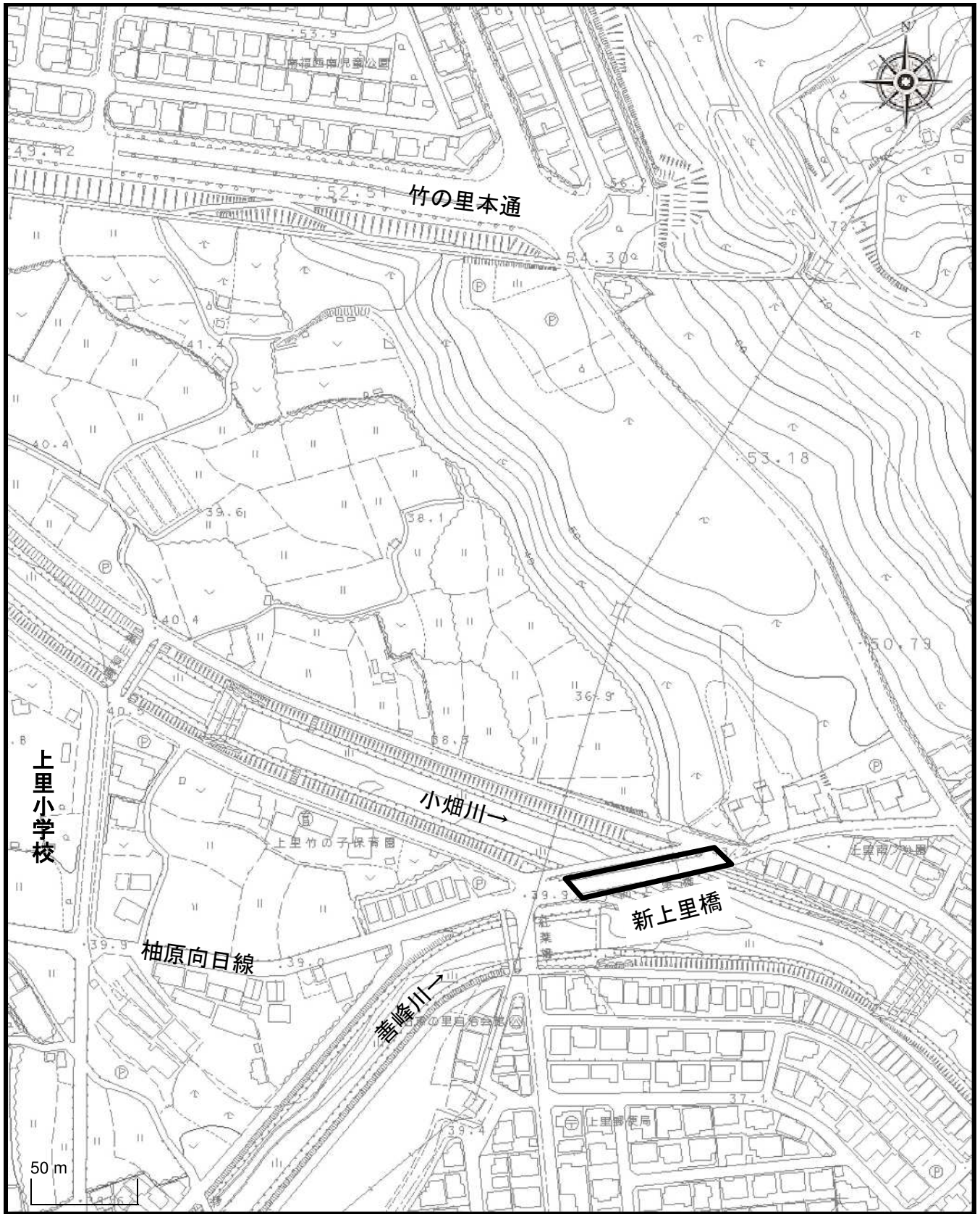
- 1 現場塗装部については『鋼道路橋防食便覧(平成26年3月)』（(社)日本道路協会）に従うこと。
- 2 塗装仕様の品質管理については監督職員の指示に従うこと。
- 3 現場塗装の状況が資料で確認できるように、周辺環境や塗装時間等の記録、写真を提出すること。
- 4 足場上方の空き部分の養生等により、ケレンダストの飛散防止対策を十分に行うこと。
- 5 ケレン後は、ケレン全箇所について腐食等に伴う鋼材の減肉や断面欠損等の有無や損傷量を調書に整理し、監督職員に報告し、確認を得ること。鋼材の減肉や断面欠損等が確認された場合は、補修補強の可否や方法等について、監督職員と協議すること。
- 6 塗装を行うにあたり支障となる占用物件がある場合は、工事施工計画時より占用者と綿密に協議、調整を行い、必要な処置を行うこと。

第9条（その他特記事項）

- 1 請負契約決定後直ちに本市担当職員（監督職員）に連絡し着工日の指示を受けるとともに、着工までに施工計画をたてて監督職員の承認を受けること。
- 2 本工事施工期間中、現場代理人は、常時連絡が取れる体制を取ること。
- 3 本工事の施工に伴い、占用企業者とは、緊密な協議を行い円滑な工事進捗を図ること。
- 4 工事による振動で水道管内の上水が濁ることがあるため、注意して施工すること。また、工事より問題が発生した場合は請負者の責において対応し、監督員に報告すること。
- 5 工事箇所付近にある営業店舗等については、工事施工時間及び日時について連絡を密にして、営業に支障が起らないように十分に配慮して作業を行うこと。施工上でのトラブルが生じた場合には、請負人の責任において処理し、監督員に報告すること。
- 6 地元関係者(官公庁等も含む)との協議、施工区域、施工時間、施工日等に関する事項については、請負者の独自の判断で施工してはならない。必ず監督職員に報告し確認を受けること。
- 7 他の企業者・事業者工事と本工事とが影響する場合は、工程計画等について十分調整を図るとともに監督職員の指示に従うこと。

- 8 工事に支障となる添架物または障害物がある場合は、関係機関と協議し、撤去または移設しなければならない。添架物の施工中の養生方法については、施工者の責において占有企業者と十分に調整すること。また、関係機関との協議に必要な資料を作成し、協議により了解を得てから施工を実施すること。
- 9 請負者は、本工事施工中に民地内に立ち入る必要が生じた場合は、事前に所有者の承認を得なければならない。
- 10 請負者は、施工に際して私有又は官有の施設を破損した場合は、請負者の費用負担で現状に復旧しなければならない。
- 11 近接する他工事がある場合には、相互に円滑で安全に工事が行えるように調整すること。
- 12 道路の規制については、関係機関等と十分協議のうえ、規制計画を策定すること。歩行者、自転車等の安全に十分配慮して計画すること。
- 13 本工事において、交通供用状態下での既設部材に対して補修・補強を行うため、作業手順に留意し、第三者災害が生じないように十分な安全対策を図ること。
- 14 施工前に躯体の実寸法等を測定し、設計図面との相違を確認すること。相違がある場合、実寸法を正として、設計に反映させなければならないため、監督員と協議を行うこと。
- 15 施工期間中はごみ収集作業等に協力し、付近住民に迷惑をかけること。
- 16 箱桁内部で素地調整や塗装を行うため、箱桁内の換気や火器の取り扱いについて十分に注意して施工すること。
- 17 箱桁外部の素地調整時の養生シートについて、強風によるめくり上りや出入口（シートラップ箇所）の隙間などが生じないように留意して施工すること。
- 18 当該工事はNTT西日本（株）からの依頼により、本市が施工するものであり、本市の完了検査前にNTT西日本（株）への工事概要の説明及び現場立会を予定している。その際、NTT西日本（株）から提示依頼があった書類について、ファイル等での提出が必要となる場合がある。その際は、監督員の指示に従うこと。
- 19 NTT西日本（株）が、本工事の足場等を利用して、箱桁内部に設置されている占有管の継手箇所補修を当該工事と併行して行う予定であり、継手箇所の補修を行う業者と作業や工程の調整を行うこと。
- 20 A1側の箱桁内側に当該工事に含まれない腐食箇所があるが、当該箇所は関西電力（株）の占有管からの漏水が原因で腐食した箇所であり、当該工事の施工箇所ではない。受注業者に対して、関西電力（株）から当該箇所の補修工事を随意契約等で依頼された場合、監督員と協議し、可能は範囲で対応すること。なお、本工事の作業や工程に問題が生じる可能性がある場合はこの限りではない。
- 21 「概略発注工の計算に使用する直接工事費」については、工場製作工及び概略発注工を除く直接工事費とする。

位置図



1 / 2500

橋梁名 : 新上里橋 (しんかみさとはし)
箇所 : 京都市西京区大原野上里北ノ町他地内
路線 : 一般府道 柚原向日線
交差物 : 一級河川 小畑川